

平成29年度第9回教育委員会定例会 会議録

◇ **開催年月日** 平成29年12月21日(木) 16時05分開会
17時30分閉会

◇ **開催の場所** 教育委員会室

◇ **出席者**

教育長	杉元 羊一
委員(職務代理者)	津曲 貞利
委員	高島 まり子
委員	桃木野 聡
委員	立元 千帆

◇ **欠席委員**

◇ **説明のため出席した者の職氏名**

管理部長	緒方 康久	教育部長	中崎 新一郎
総務課長	橋口 訓彦	施設課長	間世田 敏
文化財課長	川原 祐明	美術館副館長	山西 健夫
図書館副館長	馬立 由紀	学務課長	大脇 俊朗
学校教育課長	谷口 幸一郎	保健体育課長	米森 基
青少年課長	山下 敦宏	生涯学習課長	吉松 健二
少年自然の家所長	永吉 真一	中央学校給食センター所長	松山 英作

◇ **書記**

総務課主幹	堀田 竜也	総務課主査	久家 加奈子
-------	-------	-------	--------

◇ 議事日程

1 開 会

2 会議成立の宣告

3 会議録署名者の指名

4 会議の公開等について

5 議 案

定第 3 6 号議案 鹿児島市立小中学校区の変更に関する件

定第 3 7 号議案 平成 2 9 年度鹿児島市学校医等永年功労者の教育委員会表彰の件

6 報告事項

(1) 内閣総理大臣・文部科学大臣表彰について

(2) 市議会関係の審議結果等について

(3) 教育委員会関係の主な行事について

7 その他

8 閉 会

◇ 会議要旨

1 開会

教育長 それではただいまから、平成29年度第9回教育委員会定例会を開会いたします。

2 会議成立の宣言

教育長 本日は全員出席しており、定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

3 会議録署名者の指名

教育長 本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。本日の会議録署名は、立元委員と私を指名します。

4 会議の公開等について

教育長 次に、会議の非公開についてお諮りします。定37号議案は人事・人選に関する案件でありますので、非公開の扱いとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

教育長 ご異議もないので、そのように取り扱います。

5 議案

定第37号議案 平成29年度鹿児島市学校医等永年功労者の教育委員会表彰の件

原案可決

【 本 議 案 は 非 公 開 】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第36号議案 鹿児島市立小中学校区の変更に関する件

継続審査

教育長 次に、定第36号議案について説明をお願いします。

事務局 議案つづりの1ページをご覧ください。定第36号議案「鹿児島市立小中学校区の変更に関する件」について、ご説明いたします。この議案は、鹿児島市教育委員会事務委任等規則第2条第11号の規定に基づき、2つの地区の校区設定を変更しようとするものでございます。お手元の「定第36号議案関係資料」の1ページをご覧ください。1件目の対象地は、宇宿7丁目16番でございます。現在の向陽小校区から西紫原小校区に変更しようとするものでござい

ます。2の経過でございますが、この地区は、平成24年5月頃に造成工事が完了し、土地の販売、住宅の建築が開始されております。今年の7月20日には、西紫原町町内会長から校区変更の要望書が提出されております。10月4日に校区審議会を開催し、審議会委員による現地調査等を実施の上、変更することを適当と認めるとの答申を得ております。次に2ページをご覧ください。今回の校区変更に係る西紫原町町内会からの要望書でございます。校区変更を求める理由として向陽小校区の隣接する地区とは高低差があり、また距離も離れている。当該地区は、道路を挟んで西紫原町に隣接した斜面に造成された地区であり、町内会については22世帯中18世帯が西紫原町町内会に加入しており、地域とのつながりが密接である。なお、西紫原町町内会以外の町内会に加入している世帯はない。現在、当該地区に住んでいる児童は全員、西紫原小学校へ校区外通学している。ということが挙げられております。なお、西紫原町町内会に未加入の4世帯につきまして、事務局で意向調査を行ったところ、4世帯とも「賛成」の回答をいただきましたことを申し添えます。3ページをご覧ください。当該地区の位置図になります。今回の地区は、図面中央付近の斜線箇所になります。宇宿から紫原団地に登る坂道の途中に位置しております。地理的状況につきましては、当該地区は、西紫原陸橋付近の西紫原町側の斜面を開発したもので、斜面上段を通る道路が町境となっており、隣接する向陽小校区の他の地区とは高低差がございます。次に4ページをご覧ください。当該地区から各学校までの通学距離でございますが、向陽小まで約1,700メートル、西紫原小まで約650メートルとなっております。1ページに戻っていただきまして、(2)の就学状況の①でございますが、この地区につきましては、今年度20名の児童がおりますが、その全員が校区外通学の許可を得て、西紫原小に通学しております。②でございますが、当該地区は、個々に相談がありました場合に、保護者からの「指定学校変更申立書」の提出に基づき、許可基準の「その他特別な理由」の中の「地域的理由」として、西紫原小への校区外通学許可地区に指定しているところでございます。「地域的理由」につきましては、道路や河川等の地理的状況、通学路の安全などを考慮し変更を許可しているものでございます。(3)には当該地区の今後の新小学1年生の予定者数を記載しております。(4)の校區別対象児童数ですが、今回の変更に伴い(3)の児童数が、学校規模に大きな影響を及ぼすことはないと考えております。宇宿7丁目16番につきましては、以上でございます。

続きまして、5ページをご覧ください。2件目の対象地が、山田町1012番12外の皇徳寺南くらら台でございます。この地区の小中学校区を中山小・谷山北中校区から皇徳寺小・皇徳寺中校区に変更しようとするものでございます。2の経過でございますが、造成完了後の今年の6月30日に造成業者から校区変更の要望書が提出されております。当該地区は55区画造成され、開発業者によりますと現在3戸に居住者がおりますが、町内会が存在していないことから、事務局におきまして皇徳寺台東町内会、中山校区まちづくり協議会の意向調査を行ったところ、9月1日に皇徳寺台東町内会からは「賛成」の意見

書を、9月27日に中山校区まちづくり協議会からは「反対」の意見書をいただきました。10月4日に校区審議会を開催し、審議会委員による現地調査等を実施の上、地域団体から出された意見も踏まえ協議の結果、変更することを適当と認めるとの答申を得ております。10月25日、11月8日、27日には、中山校区まちづくり協議会を訪問し、校区審議会の内容を含め、校区変更に対する考えについて説明を行っており、11月8日には再度意見書の提出がございました。6ページをご覧ください。今回の校区変更に係る当該地区の造成業者からの要望書でございます。校区変更を求める理由として皇徳寺ニュータウンに隣接し、町内会は皇徳寺台東町内会の区域となっており、あいご会等の連絡も皇徳寺小・皇徳寺中学校区であったほうが便利である。中山小学校まで約1.6キロ、皇徳寺小学校までは約0.5キロとなっており、また、皇徳寺くらは城公園内の階段を利用することにより通学が安全に行える。谷山北中学校まで2.7キロ、皇徳寺中学校までは1.2キロとなっており、同様に皇徳寺くらは城公園内の階段を利用することにより通学が安全に行える。ということが挙げられております。次に7ページをご覧ください。当該地区の位置図になります。今回の地区は、図面中央付近の薄い網掛け箇所になります。地理的状况についてですが、当該地区は、出入り口が山田町側にあり、新荒平橋（しんあらひらばし）から皇徳寺台への登り坂途中の右側に位置し、周辺住宅とはのり面や森林によって隔てられた55区画の住宅用地でございます。次に8ページをご覧ください。当該地区から各小学校までの通学距離でございます。ピンクのマーカーが中山小までで、約1,800メートル、黄色のマーカーが皇徳寺小までで、約600メートルとなっております。9ページをご覧ください。当該地区から各中学校までの通学距離でございます。ピンクのマーカーが谷山北中までで、約2,700メートル、黄色のマーカーが皇徳寺中までで、約1,300メートルとなっております。5ページに戻っていただきまして、3の（2）には、各小学校区の対象児童数、（3）には各中学校区の対象生徒数を記載しております。10ページ、11ページをご覧ください。皇徳寺台東町内会からの意見として1つ目は、開発販売業者より事前に、町内会は皇徳寺台東町内会で、町内会への加入を条件に販売する旨連絡があったこと、2つ目は、児童生徒の通学路の安全確保の観点から、3つ目は、児童生徒の地域活動への参加、保護者の学校活動への参加が容易になり地域の活性化につながる、という3点から「賛成」という意見がありました。12ページをご覧ください。中山校区まちづくり協議会からの意見ですが、「反対の理由」のところをご覧ください。1つ目は、住民からの要望ではなく、開発業者からの要望を理由にしての校区変更であること。2つ目は、地域活動と学校行事は一体的なものがあり、新住宅地の校区の編入は、地域の活性化につながると期待しているため、の2点を挙げておられます。以上ご説明いたしました、経過や現況を踏まえまして、平成29年10月4日に校区審議会を開催し、現地調査等を実施の上、地域団体から出された意見も踏まえ協議の結果、変更することを適当と認めるとの答申を得ております。13ページをご覧ください。11月8日に中山校区

まちづくり協議会から再度提出された意見書でございます。「意見」といたしまして、本市のまちづくりの施策と相反するとの立場から『今回の校区変更案に強く反対し、当該地区を中山校区のまま残したうえで、要望があれば校区外通学を認めるなど運用面での柔軟な対応を求める』という意見でございます。資料の14ページ及び15ページは、校区審議会への諮問及び諮問に対する答申でございますので、お目通しください。

以上で、ご説明を終わります。ご審議のうえ、決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

教育長 36号議案は2つの案件が含まれていますので、1つずつと考えております。最初の宇宿7丁目16番の小学校区の変更についてからまずご意見を伺いたいと思いますが、何かご質疑はございませんでしょうか。

委員 校区変更図を見ると至極妥当な変更だと思うのですが、逆にこれまで20名が全部校区外通学をして認めているんだったらこれからもずっと校区外通学を申請して認めるという方法でもよかったのではないかと思ったりするんですが、それではよろしくないのかと。あるいは、なぜこれまでこういうことがあればもっと前にこのような申請が行われて校区変更をしなかったのかということについて質問させてください。

事務局 校区変更がこれまで行われなかったということにつきましては、当該町内会、地区からの校区変更の要望がなかったということであります。実際の運用といたしましては、校区外申請という形でなされたものを認めるという形で西紫原小学校の方に通学していたところであります。今回、改めて町内会の方から校区変更、見直しの要望が出たところで変更の審議をしたところです。

教育長 町内会がなぜ29年7月になって要望書を出したのかという経緯について何か説明はできますか。

事務局 ここまでは個別の申請ということで出されていたというところでございます。

教育長 それなぜ改めて町内会の名前で校区変更の要望が出たんですかということの質問です。

事務局 新たに就学する子どもがいる世帯から校区変更の要望が町内会に出され、町内会から要望が出されたところです。

委員 校区変更の申請というのは団体、個人を問わないで申請ができるということですね。

事務局 申請の手続きにつきましては、校区という形になりますと該当する町内会とか住民の総意という形での要望ということになります。住民がいない場合は業者からの要望という形で、新たに造成される地区についての要望が出されることもあります。

教育長 これまでの校区の変更で今回の宇宿7丁目のような事例は過去にあったのですか。途中までは校区外申請で個別に通学していた地域が改めて地域の要望として校区変更というようなケースはありましたでしょうか。

事務局 これまでもございます。

委員 至極当然だなどと思いつつ、少し疑問に思ったので。並列でいただいたので感じるのかもしれませんが、この宇宿と山田の校区変更について、西紫原の方の町内会からは要望が来ているんですが、それに対して、中山と皇徳寺の両方の町内会から聞いて中山は反対、という話ですけれども、宇宿の場合は確認しなくてよかったのか、反対という話はなかったのか、今後反対と町内会が言ったりすることはないのかと。こちらはすんなり全員よいです、と言ってるわけですね。町内会で要望出しましたよ、と。私の記憶では個人が出しても陳情はできているんですけれども。そうしたときに一方はそれに対して反対があってもめているんですが、宇宿7丁目については反対がなかったのか、あるいは本来ここが校区といわれているところの町内会の確認はしなくてよかったのか、ということについて教えてください。

事務局 宇宿7丁目の分については、町内会の組織としては西紫原町内会に加入しているという現状がございます。町内会に加入していない世帯についても、校区見直しには賛成ということで、町内会の総意をもって希望なされているということでもあります。

委員 宇宿7丁目、8丁目とかには町内会ないんですか。

事務局 ございます。

委員 そこから反対はなかったんですか。

事務局 そちらは現在の町内会とは組織が異なるというか、町名と町内会が別個になっているという状況です。

委員 それは次の山田町も別個になっているんです。次の案件では対象地域が自分の町内だと思っているから反対しているわけですよ。それからすると、宇宿7丁目とか8丁目の町内会とかが反対する可能性っていうのはあるんじゃないかと思うんですよ。それをしてないのかな、と。それが不安になったというか、一方では町内会が違う、と。名前がついた以上これはうちの町内会だから校区については反対だ、と言っているんですけれどもこの宇宿としては本来宇宿だから、向陽小の校区のはずだと。宇宿7丁目8丁目あたりに町内会があるのであればその確認はしなくてよいんですか。そこから反対が出てきたらどうするんだろうということなんですね。

委員 町内会って自由に決められるんですか。宇宿の地番なのに西紫原の町内会に住民の意向があれば変えられるんでしょうか。もしそうであるならば山田の事案も皇徳寺の町内会に加入したいと住民が言えば山田町の人たちはあいご会等のことも言えなくなると思うので、そこをお聞きしたいんですけれども。

事務局 町内会は任意団体でございますので加入の方法、運営について行政で定めたルールは特にございません。ですから仮に地番が宇宿7丁目という形になっていても、町内会の加入を西紫原町の町内会に、住民が希望するのであればそれを妨げるものではありません。

事務局 現在も地番は宇宿なんですけれども実際西紫原の町内会に入っていらっしゃるといって状況でございますので、宇宿の町内会から「うちの町内会から出て行く」という問題は発生しないと思われま。

教育長 宇宿7丁目の住民が西紫原の町内会に入った段階でひょっとしたら周辺から不満が出た可能性はあるんでしょうけれども、それもなく西紫原町に加入が認められた経緯がそこ生じているということから周辺の町内会に確認はしていないということですね。

委員 確認する責務もないということなんでしょうね。分かりました。もう1点だけ。学校としてこのような状況の中で、学校そのものが校区申請をするということができるとかどうかな。

事務局 これまで学校が学区変更の要望を出した例はございません。

教育長 今後できるかということについてはどうでしょうか。制度の趣旨から見て。

事務局 学校からの校区変更の申請は考えられないところです。

委員 分かりました。ありがとうございます。校区外申請というイレギュラーがある意味認められているというのであればあまりみすみすそういうのを認める、全部校区の中に入れるというよりは原理原則があって例外がある、という方がよい気はしております。ただ一方では学校としてあまりにイレギュラーなところでこういうような場合というのは町内会とかそういうところに働きかけて申請あげたらどうですか、というようなこともあるんだろうな、と思います。

教育長 鹿児島市というのは校区外の個別の通学の申請の幅というのが広いので、そういう形で現に校区外で通学していたと。ところが時が流れてほとんどの子達がそういう現状の中で、という認識が生じたのかですね。学校からというのは私も聞いておりませんので、町内会の自然発生的な要望とは捉えておりません。

教育長 議論になる部分としてはあまり混在するとあいご会の所属と学校行事との関連性であるとか。基本的には学校行事とあいご会、町内会が連動するイメージがありますので、その辺も今のところ幸いあまり混在している地域はないわけですけども、そういうことも懸念されるという部分では町内会の方で基本的な方向を整理されたのかな、と。

委員 6ページに理由として「皇徳寺台東町内会の区域なのであいご会との連絡も皇徳寺であった方が便利だ」という話があったものですから、校区を西紫原にした方が連絡が一括でできるというのはあるんですよ。イレギュラーな形で個人で認めてもらってそれぞれに行っている場合ももちろん学校で連絡とかがあるので、伝わるんですけども、一括してみんなそっちに行っているんだからその学校の校区住民として扱ってほしいよね、という気持ちが出てきたのかもしれないですね。

教育長 町内会の経緯が把握しきっていない部分がございますのでなんともいえないところがありますけれども、一般論とすると町内会の名称が決まった段階からかなりそういう意識はあられたのかな、という気はしないでもないですね。町内会に隣接した地理的な私たちが感じる以上に地番と学区の境界といいですか。そういったところがすべて推察の話になりますので。たまたま2つのケースが出ておりますので色々な観点が生じたとは思いますが、とりあえず宇宿7丁目16番の学区変更、審議会でも議論していただいてそういう答

申を受けております。西紫原小校区への校区変更と。一応この審議についてはこれで一回区切らせていただいでよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

教育長 では山田町についての説明が先ほどございました。ご質疑いただければと思います。

委員 結果的に関連するんですけれども、先ほど色々お話させていただいて違和感を持ったのは、どうしてこちらは不動産会社から出たのかな、と。一方は町内会から出ているわけですね。それがこの地区については不動産会社から出ている。中に町内会からもその方がよいと言われているというんですが、だったら町内会から出た方が説得力があるのにな、と思ったんですね。で確認をしたのは申請をするのは利害関係者であれば誰でもできるんだろうと思うんですが。2つの中で一方は町内会から出ていて、一方は町内会から反対が出ていると。町内会から出すっていうような動きではなかったんですね。

事務局 今回の皇徳寺南くらら台は新たに造成された地区で、これまで山林でありまして、現状でいえばどちらの町内会にも属さない、住民がいない状況ですので、当事者たる住民がいないということでのことです。周辺の町内会ということで皇徳寺台東町内会と中山校区まちづくり協議会に意見を伺ったところです。

委員 経過の中で9月1日に皇徳寺台東町内会から意見書が提出と書かれているんですが、この意見書はどれですか。

教育長 11ページです。

委員 ありがとうございます。教育委員会に出ているということなんですね。

事務局 この回答書につきましては、住民が現在いないということで基本的な意見聴取ということで近隣の町内会に意見を求めたところでもあります。

教育長 こういうケース、住民が全くいない新しい造成地における校区申請、業者がせざるを得なかったというようなものは過去にあるんですか。

事務局 近年の例で言いますと平成26年に桜ヶ丘8丁目に編入された区域の校区変更、平成25年に明和2丁目に編入された区域、平成13年に山田町ほかで新たに造成されたところで開発業者の要望で校区変更した例があります。

教育長 それぞれは特に反対なく校区変更がなされているということでしょうか。

事務局 はい。

教育長 事例はあるようでございます。

委員 委員のおっしゃったことと重なるのかもしれないんですけれども、なんとなく今お話聞いていると、校区という元々ルールがあるのに、どんな申請でも結局通ってしまって、その通る理由は距離なんだなっていうのを感じてるんですけど、そうであれば最優先事項は距離っていうことなんですかねとなんとなく思って。この2件が通るとなると、今後、たとえば学校の近くに住んでいるんだけど離れた学校に通っている地域ってあるかと思うんですが、そのコミュニティがやっぱりこっちの学校にしたいと言ったらそれが通るということになるんですよね。そういうルールを作ってしまうとよいのかなと思って。

事務局 校区を決定する要因については一義的には子供たちの教育のためという
ことでありまして、通学距離の要件は子供たちの通学の安心安全という観点から
通学路の状況でありますとか距離も含めて検討していくという形になります。

委員 でもどこかが反対しても結局申請が出て過去どれも通ってて、その元になっ
ているのは距離なんだなっていうのを、私がたとえば母親の会に行ったときに
こういうものがあつたからもしこっちの学校に行きたいんだつたらこういう風
にしたら通るよ、って私言うことできると思うんですよ。そういうのが今後
も続いてよいのかなって思うので、ちゃんとしたルール作りをした方がよい
と思います。

事務局 申請が出たら全部認めるというわけではないですけども、その中で認める
要件として、今回の場合開発業者の例ですけども、たとえば住民からの要望
の場合、前の西紫原小の例のように、統一の町内会であつて、住民の総意とい
う形で希望が行われている。それから地形的なもので学童の安心安全を考慮し
たところで変更を認めるというルールと捉えているところです。

委員 何かの組織が総意で申請をすれば反対意見が別の地区から出ても通るって
いうことですね。

事務局 当事者内で反対意見が出るようですと認めるわけにはいかないというところ
ですけども、該当の住んでいる利益を被る者からの反対ということでなけ
ればですね。

教育長 今回の手続きについては、中山の協議会の方からも、業者じゃなければとい
う部分もあります。過去にはそういう、今までの校区というのは事例がありま
したように新しい住宅地が開発されたことに伴っているということ、今回そう
いった事例を踏まえるともう少し手続きというものをしっかりと定めておく必
要性があるのかと思います。私どもも教育委員会が直接これを決めるのではな
くてあえて外部の方々の審議会のメンバーによって中立的な立場で現地にも行
っていただいて、ご判断いただいたものを踏まえての今の教育委員会としての
判断をいただくという形になっています。そういう意味ではフィルターとして
は中間の第三者的な立場でのご判断で子供たちの通学の便宜性あるいは町内会
の今後の活動というものを踏まえて答申をいただいているものとは考えており
ます。

委員 今の話でいくとこれまで長い歴史があつてこっちの学校の方が近いけどこ
こに通っていたというようなところはこれまでの歴史を鑑みてもしかしたら審
議会がノーを下すかもしれないけれども、新興住宅地でというのであればオッ
ケー、というルールが暗にあるということですね。

教育長 まず既存であれば町内会の総意ということの中で、それに反する場合であれ
ば個人で手続きをされて通うということが今までも認められておりますので、
こういった既存の町内会が丸ごと校区が変わるというのは考えにくいところだ
あつて、事例から見ると、全く新しいところに、住民のいない形、あるいは新
しい住居地の中で校区外を個別に申請を認めていたんだけどもだつたらもう
丸ごとしようか、というようなこのように感じられる西紫原の例とか。限られ

てはくると思います。それに応じて逆に言えばそういう事例が重なっていく段階でもう少し手続きというところを明確化しておく必要というのはニーズがあるのかなと思っております。

委員 今資料も持ってないですし記憶も定かでないんですけど、何年か前に校区変更の願いが出て却下されたことがあったように思うんですね。傍聴があつて。

委員 ありました。ですから校区ってすごくデリケートな問題なんですよ。

委員 だから必ずしも出したら全部通るってものでもなくて、かなり強硬にというか押してこられたみたいですけども、却下されたんですね。

教育長 委員がおっしゃった事例というのは今事務局の資料によると、請願が出て、向陽小の子どもたちが同じ中学校に進学できるようにという請願という形で出されたものを教育委員会としては不採択という形の議論があったという記録が残っております。小学校を卒業すると中学校が分かれる。それを同じ中学校に行かせてほしいという請願ですね。

委員 みなさんいろんなご意見があるようなんですけれども、この申請の回答期限というのはあるのでしょうか。もしないのであれば、今から55区画に住民が入ってくる、その町内会の加入状況を見つつ、それまでの間はその他特別な理由で校区外通学許可が出るのであれば対応しつつ、新たに入居された方々の町内会加入が皇徳寺台東町内会であれば、住民の意向があるからということで校区変更というのも一つの考え方でないかと思うのですが。ちなみにそこでこの「その他特別な理由(地域的理由)」というので、この山田町のところは皇徳寺小あるいは皇徳寺中に許可が出るんですかね。

事務局 これまでの経過から見ますと、この新しく造成された周辺の地域が校区外の通学が認められている地域でありますので、そこを勘案しますと認められる状況であります。

教育長 今委員からは町内会加入の経過を見ながらそれまでは個別の運用で校区外通学を、というような形で経過を見るという意見もあつたんですけども、回答の期限といいますかタイムリミットはあるのでしょうか。

事務局 答申に対する期限というのは特にありませんけれども、今後の就学関係の事務を考えますと12月中に校区変更を決定しなければ手続きが困難な形になるという状況です。

委員 11ページのところに皇徳寺台東町内会が回答したもので賛成しますという結論ですけども、1番に「開発・販売業者より事前に、町内会は皇徳寺台東町内会で、町内会への加入を条件に販売する旨の連絡があつた」とありますよね。そうすると、買う人は必ず皇徳寺台東町内会に加入をすると決まっているんですね。これが生きているのであれば買うか買わないか決断する時に「あ、ここを買ったら町内会は皇徳寺台東町内会なのね」ということになるわけですね。そうすると、町内会が皇徳寺台東町内会で、校区は中山の方だよ、となつたときに、個人的に校区外通学の手続きを取ったらまた別ですけど、そのまま流れに乗っていくと地域活動とかあいご会活動に支障が出るというのは確かにその通りですよ。町内会はこっちで、学校の活動はこっちで、とバラバラに

なってしまうのはややこしい気がしました。

教育長　もし12月を過ぎての手続きになった場合の就学事務についてももう少し具体的にお示しいただけますか。

事務局　校区変更の手続きに関してですけれども、校区変更が決まったあとは告示や関係者への通知、電算処理等の事務処理が必要になってまいります。1月下旬から新小学一年生への入学通知書の発送ということが事務としては出てまいります。

委員　校区外通学許可を得るのにはかなり面倒なんですか。それとも理由があればすぐ許可が出るんですか。

事務局　個別の事例によりますが、今回の皇徳寺の場合であれば周辺地域が校区外を認めているという状況がありますので申請があれば認められる状況であります。

委員　かなり日数がかかるとかはなくてスムーズにいくんですか。

事務局　審査はいたしますけれども、スムーズにいきます。

教育長　住宅地にどういう方々がどういう方から来るかというのは見えないんですよ。ひょっとすると同じ校区内からこられるかもしれないし。もし校区変更をしなければ中山小への手続きということが1回目にあって、その後に校区外の申請をしていただくということになるのであれば時間的経過というのはどんなもんなんでしょう。

事務局　新たに居住されることになると就学の手続きを取るわけですけれども、その窓口に来られたときに校区は中山小学校になります、と説明することになりますが、その際に近隣の皇徳寺小学校への通学を希望するというのであればその段階で手続きはできます。

委員　小学生であれば通学距離の適正なものって何キロですか。

事務局　小学校の場合4キロメートル、通学時間1時間以内というのが文部科学省の基準でもありますし、本市の適正規模の方針の案の中でも同じ基準を示しています。

教育長　先ほどの委員からの提案に対しての事務局としての考えは示せますか。町内会の動向を見守り、かつ校区外の申請を認めるという。答申に対する時間的な期限がどうなのかというのが前提ではありましたけれども。

事務局　今回の答申に関しまして、反対意見もございますけれども、皇徳寺台東町内会の意見、業者が皇徳寺台東町内会への加入ということを前提に販売しているという状況を勘案し、これまでの業者要望に沿ったところでの校区変更の申請を認めているという経緯を踏まえたくて考えますと校区変更を認めていく方向で答申がなされたと考えています。

委員　校区審議会を10月に開催して変更が適当となった後に、まちづくり協議会から11月8日付で校区変更に反対する意見書が出て、手続き上の問題点及び実情に詳しい地域住民からの聴取の必要性などが提案されているところであって、この11月8日の意見書に対して十分な検討をすることなく校区変更を認めた場合にはまた何か異議とかが出てくるのかなど。そうした場合にこの校区変更を止める方法というのがあるのでしょうか。もしあり得るのであれば

ここでこの校区変更を認めて仮に異議によって校区変更が中止とかという事態になるのは避けた方がよいのかなと思うんですが。

教育長 不服申し立てとかの権限があるのでしょうか。

事務局 中山まちづくり協議会から行政不服審査制度による不服申し立てがなされた場合も想定されますけれども、校区の設定については行政処分ではございませんので、審査請求は不適ということになります。

事務局 この中山まちづくり協議会の反対意見については、審議会前にもいただいておりますので、審議会においても委員の皆様にお示しして協議会の方のお考えというのはご理解いただいたうえで審議会で決定をしていただいたという状況がございます。

教育長 9月に出された反対の意見書と、11月8日の反対の意見書というのは内容は変わっているところはないということでしょうか。

事務局 基本的には考え方は9月に提出いただいた意見書があると考えております。付け加えられた部分としては反対の理由の3番、「通学路の安全など子どもたちの安心・安全の観点から審理判断し校区変更という答申をしていただいたということですが、防災面など多方面で地域の実情に詳しい校区住民からの直接具体的な意見を聴くなど、もっと慎重な対応が望ましいと考えます」という部分です。

教育長 では最初の審議会の中でも十分反対意見の内容というのは議論されているというとらえ方でよろしいでしょうか。

事務局 この校区変更に反対する意見書の前の9月27日に出された要望書を校区審議会でもお示ししまして、この意見を踏まえていただいたうえでの審議が行われたところでございます。

委員 11月8日に再度13ページの意見書が出されたわけですね。それに対して11月27日に同協議会を訪問しての説明をしていると。そのときの説明というのはもう一度校区審議会ですらに検討していただいたうえで、こうこうこういう形でやはり校区変更が適当ということになったんですよということはお説明になったわけですね。

事務局 11月27日には校区変更に反対する意見書をいただいた後、教育委員の方にも丁寧に説明をして審議決定いただきます、という説明をいたしました。

委員 校区審議会の結果を10月25日に説明されて、それに対して11月8日にもう一度反対意見が出された。9月27日の分と11月8日の分を見比べますと趣旨は同じなんですけれども、バランスを欠いているとか違うアプローチがあると思うんですが、それに対してまた一つ一つ説明をするようなことが、そういった手続きを経たという理解でよろしいんですかね。2回出してこられているので、それぞれについて丁寧に1回目についてはこう、2回目についてはこう、と。結論としては同じなんですけれども、1つ1つ返答はされたのかな、と。

事務局 訪問した際に、反対の理由として述べられていることについては教育委員会としての立場から説明をしたところです。

委員 それについては納得はされたんですか。やはり3つとも全部納得しないということですかね。

事務局 バランスを欠くということについてはこのように言われているところではありますけれども、皇徳寺の方は東町内会ということで隣接している町内会がありますけれども、実際のところ中山の方は住民もいない、町内会も定まっていないというところでまちづくり協議会にお聞きするしかなかったというところで、手続き上の問題という形での指摘を受けておりますけれどもそれには当たらないと考えているところです。

教育長 2点目、3点目についての説明に対しての協議会のご意見というのは変容はなかったわけでしょうか。

事務局 協議会におきましても中山の立場の方で町内会、あいご会組織の活動を分断する恐れがあるというご意見をいただいているところですが、町内会とあいご会組織の活動については、仮に校区と町内会が異なった場合においても支障が生じないように配慮はしているところであります。

委員 簡潔にいくつか質問させていただいて私の意見をまとめたいと思うのですが、結果的に色々話をしても、中山地区まちづくり協議会は承諾をするしないは別ですが、分かりました。やむを得ませんね、という答えはきていないんですね。

事務局 はい。

委員 わかりました。もう一つ質問ですが、この地区の開発業者は皇徳寺何丁目っていうものをここにはつけたかったんだろうと思いますが、それが山田町という名前になったと私は推測しているんですね。開発業者は一体として皇徳寺団地みたいな感じで考えたい。しかしだめですよと言われたというところでいくつか話を聞くんですけども、実際私見たことないのでわからないんですが、現実的に皇徳寺団地と山田町の南くらら台というのは連関性がちゃんと認められる場所なんですか。それとも全く違った形で設置されているんですか。

事務局 立地の状況としては皇徳寺二丁目とは法面で隔てられているところではあります。ただ、町界町名の委員会が出されたところでは南くらら台の地域内の一部が皇徳寺二丁目と図面上はなるということで、そのことで町界町名の審査会が行われて、その部分についても山田町とするという形での線引きが行われたところでもあります。

委員 皇徳寺台団地とは一体性があるとも言えるしあるとも言えないと。微妙な感じなんですね。

教育長 法面があるので地番としては区切られるんだけど、先ほどいったように公園内に階段があって、それは通学路としてより有効であるということで、距離感として。建設局の地番の判断と、校区の判断というのは児童生徒の通学というところを鑑みているので、地番の方は法面とか地理的な境界で判断された可能性があるのかなと。ところがそこに公園内に階段ができていて、その階段を利用すると通学は非常に至便であるということで審議会の方々は現地に行か

れて判断をされたという経緯を聞いています。

委員 来年4月から当該地区において小学1年生とか生徒がいるんですかね。

事務局 現在3戸が入居予定もしくは入居している状況と伺っております。その中に正式な照会ではないんですけれども新一年生がいるということは谷山分室が把握しているところであります。

委員 審議会が10月4日に開催されて答申を出したわけですがけれども、その後協議会を訪問して説明するんですが納得いかなかったときに、再度審議会を開催するということはできないのでしょうか。

事務局 再度審議会を開催することは可能であります。

委員 私の意見を申し上げますと、再度審議会を開催したほうがよいんじゃないかということです。来年の4月に小学1年生がということで、手続きの話がありましたけど、審議会というものは非常に重要だと思うんですね。子どもたちのことがかかっていますので、もう一回開催してもよいと思います。協議会からこれだけ反対が出ていると。そこをきちんと説明をして、審議会で踏まえたいので、再度判断する。タイミングの話も聞きましたけど4月に小学生がいるのであればその小学生が迷わない形で決定をすればそれはそれでよいと思いますし、そうでない場合には校区外という方法もあると思うんです。いずれにしてもやはり中山の協議会の意見を考えれば、もう一回審議会を開催した方がよいのではないかと思います。

教育長 委員から具体的な提案をいただいております。ほかに関連してございますか。

委員 戸数は何戸ですか。

事務局 55区画です。

事務局 今委員からご指摘、ご意見をいただきました。私どももまた論点を整理しながら審議会を開催させていただく方向でまた検討したいと思います。

教育長 確認ですけど審議会にはまちづくり協議会の方々も来ていただいているという審議会となるのでしょうか。

事務局 そこは協議会の方々の意向も確認して、そういう形の可能性もあると思っています。

教育長 慎重な審議ということ、この状態で審議会での答申後にこういった反対の意見書も出ているという経緯も含めて今の委員のご提案を事務局としては受けていただきまして、早急に審議会の開催の準備と、また、まちづくり協議会の参加についても連絡を取っていただければと思います。よろしいでしょうか。

委員 非常に重要なことだと思いますので、我々ももし臨時の教育委員会の必要があれば出席をさせていただきます。

委員 町内会の加入を条件に本当に販売しているのか、というのもう一回確認をお願いします。

教育長 実際町内会というのは任意の加入となりますので、条件として契約上の拘束ができるかというのがありますので、どの程度の条件提示だったのかということころはもう一回確認させていただきたいと思います。

教育長 それでは定第36号議案については具体的な提案をいただきましたのでそ

ういう形で準備します。

(異議なしの声)



6 報告事項

(1) 内閣総理大臣・文部科学大臣表彰について

教育長 それでは報告事項(1)について、説明をお願いします。

事務局 報告事項関係資料(1)をご覧ください。まず、「平成29年安全功労者内閣総理大臣表彰」です。この表彰は、産業安全、交通安全、火災予防、学校安全、海難防止等を一丸とした安全運動の連携と、これら安全運動の共通の基盤となる安全意識の高揚、安全水準向上のための国民運動の展開に資することを趣旨としております。本年度は、黒神中学校が、桜島をはじめとする火山の構造や噴火の仕組み、噴火の歴史を学ぶ「防災教室」の実施や安全な避難の仕方などを学ぶ「桜島火山爆発総合防災訓練」への参加、近年増加してきた外国人観光客に対する避難誘導活動への取り組み、退避壕で桜島噴火の歴史や防災学習のまとめを情報発信することによる桜島・錦江湾ジオパークとしての役割等、安全教育の推進とともに地域啓発への多大な貢献が評価され、去る7月4日、総理大臣官邸で表彰されたところでございます。

次に「平成29年度学校保健及び学校安全表彰文部科学大臣表彰」についてです。まず、「学校保健表彰」です。この表彰は、学校保健の普及と向上に尽力し、多大な成果をあげた個人等を表彰し、学校保健の振興に資することを趣旨としております。本年度は、中山小学校脇黒丸悟(わきくろまるさとる)前校長が、「性教育の手引～中・高等学校用」及び「性教育指導の手引き(小学校用)」の作成に携わり、本県の性に関する指導の推進に寄与したこと等が評価され、受賞されました。裏面をご覧ください。次に、「学校安全表彰」です。学校安全ボランティア活動奨励賞という形で、本年度は平成16年から桜丘中学校区において、会員100名で活動している「リンク桜ヶ丘」が、青パトや巡回パトロール、朝夕の巡回、防犯ボランティア団体代表者交流会での実践発表等を評価されたものでございます。脇黒丸前校長とリンク桜ヶ丘の代表者は、去る11月16日に表彰され、平成30年1月31日に開催する鹿児島市学校保健フォーラムにおいて、今回表彰を受けられた方々に教育長が伝達することとしております。以上でございます。

教育長 ご質問等ございませんでしょうか。

(なしの声あり)



(2) 市議会関係の審議結果等について

(3) 教育委員会関係の主な行事について

教育長 次に、報告事項（２）（３）について説明をお願いします。
事務局 議案綴りの７ページをご覧ください。報告事項（２）市議会関係の審議結果等についてご説明いたします。平成２９年第４回市議会定例会でございますが、１２月１１日から１４日までの個人質疑において、教育委員会関係では１１３問の質疑がございました。１５日の環境文教委員会では、記載されております「公の施設の指定管理者の指定に関する件」と「平成２９年度鹿児島市一般会計補正予算(教育委員会関係分)」の議案審査が行われたところでございまして、明日本会議で議決の予定でございます。

続きまして、報告事項（３）教育委員会関係の主な行事についてご説明いたします。１月６日に新成人のつどい、手をつなぐ育成会成人式がございます。１月１９日から２１日までサンエールフェスタ、３１日に学校保健フォーラムがございます。以上でございます。

教育長 ただいまの２件の報告事項につきまして、お聞きになりたいことはございませんでしょうか。
(なしの声あり)

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

7 その他

教育長 最後に、事務局から何かありますか。
事務局 次回の日程をご案内いたします。１月の定例会は、１月２５日木曜日の１５時から１６時まで、場所は教育委員会室で予定しております。また、総合教育会議が２月８日木曜日の１１時から１２時までで行われる予定です。場所は市役所本館２階の特別会議室です。議題については近々決定するとのことですので、決まり次第ご連絡いたします。以上でございます。

8 閉会

教育長 それでは、以上をもちまして、本日の定例会を終了いたします。
【以上】